

16 魅力ある都心づくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置期間の延長等

(要 旨)

本市が進める「楕円形の都心づくり」の東西の核である広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区は、都市再生緊急整備地域に指定され、土地利用規制の緩和、民間プロジェクトに対する課税の特例措置などにより、優良な民間都市開発が進展し、都市再生の効果が現れています。

また、国際競争力の強化に資する都心の再開発を更に促進するため、昨年11月に設置した都市再生緊急整備協議会において協議・調整を行い、中四国で初となる特定都市再生緊急整備地域を新規指定していただくよう内閣府に対して申出を行っており、本年5月から6月にかけて内閣府において特定都市再生緊急整備地域（案）及び地域整備方針（案）等に関して意見募集が行われたところです。

本市における民間開発の機運がこのように高まる中で、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における課税の特例措置が本年度で終了すれば、来年度以降の民間事業者の開発計画に大きく影響することが懸念されます。

本市としては、今後、民間事業者による都市開発の促進を本格化しなければならぬ状況であることから、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における課税の特例措置期間の延長及び内容の拡充について、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

(参考)

都市再生緊急整備地域及び各事業の位置図

